

平成26年3月1日策定／令和7年4月改定

1. 主旨及び基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」には、第2条に「いじめの定義」として、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とある。

また、第8条に「学校及び学校の教職員の責務」として、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」とある。これを受け、学校では「学校いじめ防止基本方針」を学校ごとに作成することとなった。

2. 組織

本校では、従来よりいじめに関わる内容も扱っていた既存の「生徒指導委員会」をいじめ防止等の対策を推進するための「いじめ対策委員会」とする。

いじめ対策委員会

・管理職（校長、教頭）、当該学級担任、生徒指導部長

※必要に応じ、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

3. いじめ防止のための職務別ポイント

学校が組織的に、学校いじめ防止基本方針で定められた取組を実行するためには、一人一人の教員、それぞれの役割に応じた対応が求められる。

例えば、いじめを未然に防止するには、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子供に対して継続的な働きかけが必要である。いじめの早期発見には、定期的な調査や、ささいな兆候（ふざけのようにも見えるような“気になる行為”等）にもアンテナを高く保つことが必要である。いじめかな？と疑われる情報があれば、一人の先生が抱え込まずに、学校に置かれた組織へ伝えて、組織的に対応していくことが求められる。

（1）いじめの防止のための取組

《学校全体の取組》

- ・ いじめの芽はどの生徒にも生じるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・ 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ・ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、学校全体でいじめの問題を克服する。
- ★ いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方を絶対に持たない。
- ★ 望ましい人間関係を自ら構築していく力、問題を解決し人間関係を修復していく力を身に付けさせる。
- ★ 夢や希望を持ち主体的に自らを成長させ、粘り強くたくましく生きていく事が出来る力を育む。

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。

- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導部長》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や目安箱の設置など）。

《管理職》

- ・ 朝会や集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

（２）早期発見のための取組

《学校全体の取組》

- ・ 「いじめ見逃しゼロ」を全教職員が意識し、きめ細かな生徒観察及び情報共有を行う。

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や家庭学習ノート、日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導部長》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

《スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー》

- ・ 生徒や保護者、教員等が相談できるよう相談体制を充実を図る。

(3) いじめへの対処

① 情報の収集

《学校全体の取組》

- ・ 全ての学期においていじめ調査（アンケート）を実施し、生徒の様子を正確に把握する。
- ・ 全ての事案はいじめ対策委員会に報告し、情報共有を行うとともに、いじめの疑いがある生徒については直ちに個別の聴き取りを行う。
- ・ 個別の聴き取り結果は全ていじめ対策委員会に報告し、いじめと認知された事案について組織的に対応を行う。

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制の組織

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - ア. いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応、その保護者への対応
 - イ. 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 生徒への指導・支援

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒への対応》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒への対応》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者との連携

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

4. 年間計画（いじめ未然防止のための取組）

月	取組内容	月	取組内容
4月	・ 新入生の情報交流 ・ 生徒理解研修（2回目） ・ Q-U検査（1回目） ・ 保護者面談（4月末）	10月	・ Q-U検査（2回目） ・ 生徒理解研修 ○いじめ・非行防止月間2 ・ 教育相談月間 2
5月	・ 生徒理解研修（2回目） ・ いじめ調査（1回目） 結果集約、聞き取り調査 ・ 教育相談月間1	11月	・ いじめ調査（2回目） 結果集約、聞き取り調査 ・ 冬の保護者面談
6月	○いじめ・非行防止月間1	12月	・ 学校評価アンケート（2回目）
7月	・ 学校評価アンケート（1回目） ・ 夏の保護者面談	1月	・ 学校評価結果の研修2 ・ 生徒理解研修（4回目）
8月	・ 学校評価結果の研修1 ・ 生徒理解研修（3回目）	2月	・ 新入生体験入学 ・ いじめ調査（3回目）
9月		3月	・ 検証と次年度の方針 ・ 新入生についての引き継ぎ

※「◎」は北海道、「○」は釧路町、「・」は学校での取組

※日常的な取組み

○1学校1運動

- ・ 挨拶運動、年間スローガン作成、目安箱、朝会や集会での呼びかけ（生徒会活動）
- ・ ネットパトロール、校内外巡回（教職員）